

制度概要

長崎市中小企業創業資金保証（略称：長創業）		
目 的	長崎市内で、新たに事業を開始又は実施するために必要となる資金の円滑化を図ることにより、長崎市における新たな事業の創出を支援することを目的とする。	
保証の対象 (資格要件)	<p>創業関連保証の保証対象者であって、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ(4)から(6)のすべてに該当するもの。</p> <p>(1)長崎市内において新たに事業を開始しようとする者であって、次のいずれかに該当するもの。 ①事業を営んでいない個人であって、1月以内(認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行うおとする者にあつては、6月以内)に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。 ②事業を営んでいない個人であって、2月以内(認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行うおとする者にあつては、6月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。 ③中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(2)長崎市内で事業開始後5年を経過していない中小企業者であつて、次のいずれかに該当するもの。 ①事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの。 ②事業を営んでいない個人により設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの。 ③中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(3)上記(2)①に規定する創業者であつて新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したものの(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、創業者とみなされるもの。</p> <p>(4)次のいずれかに該当する者。(会社の場合は、代表者が次のいずれかに該当すること。) ①商工会議所又は商工会の指導を受け事業計画書を策定した者で、商工会議所又は商工会の推薦を得た者。 ②認定特定創業支援を受けた者。</p> <p>(5)事業開始までに、住所(会社の場合は登記簿上の所在地)を長崎市内に有していること。 (6)市税を完納していること。</p>	
対 象 資 金	長崎市内で、新たに事業を開始または実施するために必要となる設備資金及び運転資金	
保証条件	貸付限度額	3,500万円以内 ※他の創業関連保証、再挑戦支援保証と合算して3,500万円以内
	保証期間	運転資金 7年以内 (うち据置 1年以内) 設備資金 10年以内 (うち据置 2年以内)
	返済方法	元金均等返済
	貸付形式	証書貸付
	担 保	不要
	保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
	貸付利率	年1.40%
保証料率	基準料率	年0.80%
	適用料率	申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。
	保証料補助	長崎市が全部を補助する。
責 任 共 有	責任共有制度の対象外 (100%保証)	
取扱金融機関	十八親和銀行、長崎銀行、福岡銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、たちばな信用金庫、長崎三菱信用組合、商工組合中央金庫、三菱UFJ銀行	
申 込 時 添 付 書 類	①受付機関が発行する「長崎市中小企業創業資金に係る推薦書」(支援創業関連保証を除く。) ②保証の対象(1)に該当するものは、創業・再挑戦計画書 ③認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行う場合は、認定特定創業支援等事業により支援を受けたことについての市長の証明書(写) ④市税等の納税証明書(未納がない旨のもの) ⑤その他保証協会が必要とする書類	
留 意 事 項	①申込先 : 長崎市が指定する受付機関 (長崎商工会議所、東長崎商工会、長崎市北部商工会、長崎南商工会) ②支援創業関連保証の場合は取扱金融機関に直接申し込むことができる。	
実 施 日	平成27年4月1日 創設 令和4年4月1日 最終改正	